

マッターホルン介護医療院 利用契約書

様（以下、「利用者」とする。）と医療法人エム・エム会 マッターホルン介護医療院（以下、「事業者」とする。）は、事業者が利用者に対して行う介護医療院サービスについて、次の通り契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護医療院サービスを提供し利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する利用料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は令和 年 月 日から、利用者の要介護認定の有効期間の満了日（令和 年 月 日）までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
2. 契約の満了日の7日前までに、利用者から事業所に対して、書面（「契約終了・契約解除」）による契約終了の申し出がない場合は、利用者様の再認定された要介護認定の有効期間満了日まで契約は自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第3条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

1. 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
2. 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
3. 施設サービス計画の作成及び変更に際してはその内容を利用者に説明します。

第4条（介護医療院サービスの内容）

1. 事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令に定める必要な援助を行います。また、サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
2. 利用者が利用できるサービスの種類は別紙のとおりです。事業者は料金表に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
3. 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束、その他の行動を制限することはありません。

第5条（要介護認定の申請に係る援助）

1. 事業者は、利用者が要介護認定の更新を円滑に行えるよう利用者を援助します。
2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第6条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、サービスの提供に関して、記録をつけることとし、提供内容、従業者、設備及び備品に関する情報をその完結の日からそれぞれ2年間、会計に関する情報をその完結の日から5年間保管するものとします。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にサービス事業所にて、利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できるとともに、その複写物の交付を受けることができます。

第7条（利用料金）

1. 利用者は、サービスの対価として料金表に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書を、翌月10日までに利用者に通知をします。
3. 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに現金で支払います。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収書を発行します。

第8条（契約の終了）

1. 利用者は、事業者に対して（30日間の予告期間をおいて）文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
2. 次の事由に該当した場合、事業者は利用者に対して、30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
 - (2) 利用者が、事業者やサービス従業者又は他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - (3) やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合
3. 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）又は要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
 - (2) 利用者が死亡した場合若しくは被保険者資格を喪失した場合

第9条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第10条（秘密保持及び個人情報の保護）

1. 事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等

正当な理由がある場合以外には開示しません。

2. 事業者は、そのサービス提供上知り得た利用者又はその家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。
3. 事業者及びその従業者は、必要な範囲において利用者又はその家族等の個人情報を取り扱います。なお、利用者またはその家族等の個人情報の取り扱いに関して、文書により別途同意を得るものとします。
4. 前記に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。

第 11 条（賠償責任）

事業者は、利用者に対する介護医療院サービスの提供にあたって、本事業所の責めに帰すべき事由により利用者又はその家族等の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、利用者又はその家族様に過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または損害額を減額されることがあります。

第 12 条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに必要な処置を行います。

第 13 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 14 条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義のある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び事業者が誠意をもって協議し、解決するものとします。

第 15 条（合意管轄）

利用者及び事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者様の住所地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意をします。

マッターホルンリハビリテーション病院（医療法人エム・エム会）は、契約書に基づいて、介護医療院サービスの契約内容の説明を行いました。

本契約を証するため、本書を 2 通作成し、マッターホルン介護医療院（医療法人エム・エム会）及び利用者（またはその代理人）は、記名、押印の上各 1 通を保管するものとします。

マッターホルン介護医療院 契約書

私は、契約書に基づいて、介護医療院サービスの契約内容の説明を受け、その説明を受けた内容について同意します。

令和 年 月 日

(入居者) 氏 名 _____ 印

住 所 _____

電 話 _____

(身元引受人) 氏 名 _____ 印

住 所 _____

電 話 _____

利用者との続柄 _____

<事業所> 医療法人エム・エム会 マッターホルン介護医療院

管理者 白川 泰山 印

- ◆ 氏名は、必ず戸籍のとおり記入すること。
- ◆ 連帯保証人は、利用者とは独立して生計を営む成年者であって、同一世帯でない者であること。